千葉市公告第388号

千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号。以下「情報公開条例」という。)第30条及び千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。)第55条の規定に基づき、令和元年度における各実施機関の情報公開条例及び個人情報保護条例の施行の状況を次のとおり公表します。

令和2年6月17日

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 情報公開条例の施行の状況

(1) 開示請求の件数及びその処理状況

令和元年度における公文書の開示請求の件数及びその処理状況は、次のとおりです。

(単位:件)

総 務 局 12 13 5 2 1 1 2 4 0 8 総合政策局 6 9 3 5 0 1 1 0 0 0 財 政 局 7 7 7 2 1 1 0 1 3 0 0 市 民 局 12 13 2 4 0 1 1 6 0 0 保健福祉局 18 19 2 3 0 3 3 11 0 0 0 3 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0				1					(单位:	1十)
実施機関 請求 件数 全部別分示 管理決定決定 不存在 情報 小計 下付 市長 1331533240 3220556 総務局 121350 211124 総務政策局 69350 11100 財政局 77721 11001 市民局 1213224 11001 保健福祉局 1819230 331100 保健福祉局 1819230 30331100 選境局 888144000 0000 31100 経済農政局 4531000 1000 31100 経済農政局 453100 1000 31100 経済農政局 445310 1000 1000 都市局 1825890 900222660 建設局 19224660 0000 113300 在総合政務院政府 666000 0000 11500 在場下医保護 33000 0000 11500 在場下医保護 33000 0000 11500 在場下医保護 33000 0000 11100 在場所 33000 0000 0000 0000 大業区投資 0000 0000 0000 0000 大業区 0000 0000 0000 0000 0000 大業区 0000 0000 0000 0000 0000 0000 大業区 0000 <td></td> <td></td> <td>開 示</td> <td></td> <td>処</td> <td>理</td> <td>!</td> <td>件</td> <td>数</td> <td>•</td> <td></td>			開 示		処	理	!	件	数	•	
市 長 1 3 3 1 5 3 3 2 4 0 3 2 2 2 5 5 6 1		実施機関			夕 郊	如 公	不 開	示	決 定		未机理
市 長 1 3 3 1 5 3 3 2 4 0 3 2 2 2 5 5 6 1 1 総務局 1 2 1 3 5 2 1 1 2 4 0 3 2 2 2 5 5 6 1 1 数					土 川 元	開示	不開示	不存在	, -1	取下げ	不 是
総 務 局 12 13 5 2 1 1 2 4 0 8 2 6 2 2 1 1 0 0 0 1 3 0 0 1 1 0 0 0 1 3 0 0 0 0			件		决 定	决 定	情報	等	小計		
総合政策局 6 9 3 5 0 1 1 0 0 0 財 政 局 7 7 7 2 1 1 1 0 1 3 0 0 市 民 局 12 13 2 4 0 1 1 6 0 0 保健福祉局 18 19 2 3 0 3 3 11 0 0 0 3 1 2 5 5 5 7 2 2 2 1 2 3 0 0 3 3 1 1 0 0 0 3 1 1 0 0 0 0 1 0 0 0 0			1 3 3	1 5 3	3 2	4 0	3	2 2	2 5	5 6	1
財政局 7 7 2 1 1 0 1 3 0 市民局 12 13 2 4 0 1 1 6 0 保健福祉局 18 19 2 3 0 3 3 1 0 環境局 8 8 1 4 0 0 0 3 1 経済農政局 4 5 3 1 0 0 0 1 0 都市局 18 25 8 9 0 2 2 6 0 建設所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 中央区役所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 福毛区役所 5 6 0 2 0 2 2 2 2 2 2 基本区役所 3 3 0			1 2	1 3	5		1	1	2	4	0
市民局 12 13 2 4 0 1 1 1 6 0 保健福祉局 18 19 2 3 0 3 3 11 0 0 環境局 8 8 1 4 0 0 0 3 1 経済農政局 4 5 3 1 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0						5	0	1	1		0
保健福祉局 18 19 2 3 0 3 3 11 0 0 2 5 5 7 2 2 2 1 2 3 0 0 0 3 3 3 11 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						1	1	0	1	3	0
 こども未来局 環境局 8 8 1 4 0 1 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 1 0 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 1 2 0 0 1 2 3 4 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <				1 3			0			6	0
環境局 8 8 1 4 0 0 0 3 1 経済農政局 4 5 3 1 0 0 0 1 0 都市局 18 25 8 9 0 2 2 6 0 建設局 19 22 4 6 0 5 5 7 0 中央区役所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 花見川区後所 6 6 0 0 0 1 1 5 0 稲毛区役所 5 6 0 2 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 0 0 1 1 2 0 0 0 1 1 2 0 0 0 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 1</td> <td>0</td>										1 1	0
経済農政局 4 5 3 1 0 0 0 1 0 1 0 都 市 局 18 25 8 9 0 2 2 2 6 0 0 建 設 局 19 22 4 6 0 5 5 7 0 0 中央区役所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 0 1 1 5 0 0 1 1 5 0 0 1 1 5 0 0 1 1 5 0 0 1 1 5 0 0 1 1 5 0 0 1 1 5 0 0 1 1 1 5 0 0 1 1 1 5 0 0 1 1 1 2 0 0 1 1 1 2 0 0 1 1 1 2 0 0 1 1 1 2 0 0 1 1 1 2 0 0 1 1 1 1							1	2	3		0
都市局 18 25 8 9 0 2 2 6 0 建設局 19 22 4 6 0 5 5 7 0 中央区役所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 花見川区役所 6 6 0 0 0 1 1 5 0 稲毛区役所 5 6 0 2 0 2 2 2 2 0 若葉区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 緑区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 0 0 0 0 1 1 2 0 0 美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 1 1 1 0 0 水道局 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 会計室 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			8	8	1	4	0	0	0	3	1
建設局 19 22 4 6 0 5 5 7 0 中央区役所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 花見川区役所 6 6 0 0 0 1 1 5 0 稲毛区役所 5 6 0 2 0 2 2 2 2 0 若葉区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 緑区役所 3 3 0 0 0 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 0 1 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 0 1 0 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			4		3	1	0	0	0	1	0
中央区役所 4 4 0 0 0 1 1 3 0 花見川区役所 6 6 0 0 0 1 1 5 0 稲毛区役所 5 6 0 2 0 2 2 2 2 2 0 港区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 1 0			18	2 5	8	9	0	2	2	6	0
花見川区役所			1 9	2 2	4	6	0	5	5	7	0
稲毛区役所 5 6 0 2 0 2 2 2 0 若葉区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 線区役所 3 3 0 0 0 0 1 1 2 0 水道局 0 0 0 0 0 0 0 0 0 省局 0 </td <td></td> <td>中央区役所</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td>		中央区役所	4	4	0	0	0	1	1	3	0
若葉区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 緑区役所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 1 1 0 水 道 局 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 治 財 室 0 <td< td=""><td></td><td>花見川区役所</td><td>6</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td></td<>		花見川区役所	6	6	0	0	0	1	1	5	0
緑 区 役 所 3 3 0 0 0 1 1 2 0 美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 水 道 局 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		稲毛区役所	5	6	0	2	0	2	2	2	0
美浜区役所 3 3 0 1 0 1 1 1 0 水 道 局 0		若葉区役所	3	3	0	0	0	1	1	2	0
水道局 0 <td></td> <td>緑区役所</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td>		緑区役所	3	3	0	0	0	1	1	2	0
会計室 0		美浜区役所	3	3	0	1	0	1	1	1	0
消 防 長 10 11 2 6 0 2 2 1 0 教育委員会 13 16 4 2 0 4 4 6 0 千葉市選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 中央区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 花見川区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 福毛区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 古葉区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会 13 16 4 2 0 4 4 6 0 千葉市選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市選挙管理委員会 0 <td< td=""><td>消</td><td>防長</td><td>1 0</td><td>1 1</td><td>2</td><td>6</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></td<>	消	防長	1 0	1 1	2	6	0	2	2	1	0
中央区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 花見川区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 稲毛区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 石葉区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0	教	育 委 員 会	1 3	1 6	4	2	0	4	4	6	0
花見川区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 稲毛区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 若葉区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0	千葉	市選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲毛区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	中央	区選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若葉区選挙管理委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0	花見月	区選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	稲毛	区選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	若葉	区選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑区	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

美浜区選挙管理委員会	0	0	0	О	0	О	0	0	0
人事委員会	1	2	1	1	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	5	6	1	3	0	0	0	2	0
固定資産評価審査委員会	1	1	0	0	1	0	1	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	7	7	0	0	0	2	2	5	0
計	1 7 0	1 9 6	4 0	5 2	4	3 0	3 4	7 0	1

- 【備考】① 1件の開示請求に対し複数の決定が行われる場合や複数の開示請求に対し1件の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しません。
 - ② 「不開示情報」とは、開示請求に係る公文書に、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることにより、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。
 - ③ 「不存在等」とは、開示請求に係る公文書が存在しないこと、条例の対象となる公文書でないこと、又は開示請求に係る公文書を特定することができないこと等により、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

(2) 審査請求の件数及びその処理状況

令和元年度における公文書の開示請求に係る決定についての審査請求の件数及びその 処理状況は、次のとおりです。

ア 審査請求の件数

- (ア)継続案件 1件
- (イ) 新規案件 4件
- イ 審査請求に係る処理状況(令和2年3月31日現在)

(ア) 裁決済 2件

(イ) 取下げ 1件

(ウ) 千葉市情報公開審査会に諮問中 1件

(エ) 実施機関において検討中 1件

(3) 千葉市情報公開審査会の運営状況

令和元年度における千葉市情報公開審査会の運営状況は、次のとおりです。

ア 会議開催数 1回

イ 諮問の件数

(ア)継続案件 0件

(イ)新規案件 2件

ウ 諮問に係る処理状況(令和2年3月31日現在)

(ア) 答 申 0件

(イ) 審議中 1件

(ウ) 取下げ 1件

(4) 千葉市附属機関の会議の公開に関する状況

令和元年度における情報公開条例第25条の規定による千葉市附属機関の会議の公開に関する状況は、次のとおりです。

ア 情報公開条例第25条の規定の対象となる附属機関の数

- 217機関(部会等を含む。)
- イ 全部又は一部を公開した会議の開催回数
 - 178回
- ウ 非公開とする附属機関(原則非公開の決定を行った附属機関)の数 5 9機関
- エ 全部を非公開とした会議(非公開とする附属機関を除く。)の開催回数 17回
- (5) 指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況

令和元年度における指定管理者に対する文書開示の実施状況は、次のとおりです。

(単位:件)

		開示		処		理		件		数
指 定 管 理 (開示申出対象となる公		申出		開	示	部開	分示	不開	示	取下げ
		件 数		決	定	決	定	決	定	42 1)
株式会社 千葉ロッティ (千葉マリンスタジ		2	2		2		0		0	0
合	計	2	2		2		0		0	0

(6) 出資等法人の文書開示申出の件数及びその処理状況

令和元年度における出資等法人に対する文書開示の実施状況は、次のとおりです。

(単位:件)

		開示		処	理	件	数
出資	等 法 人	申出		開示	部分開示	不開示	取下げ
		件 数		決 定	決定		AX (*V)
社会福祉法人	千葉市社会福祉協議会	2	2	C	2		0
合	計	2	2	C	2	2 0	0

2 個人情報保護条例の施行の状況

(1) 個人情報取扱事務の届出状況

令和元年度における個人情報取扱事務の届出状況は、次のとおりです。

(単位:件)

	実施機関		届	出	件	数	令和元年度末
	天	旭 筬 萬	開始	変更	廃止	合 計	現在の事務数
市		長	2 7	1 5	3	4 5	1, 518
		(共通事務)	0	0	0	0	3 0
		総 務 局	0	1 (1)	0	1 (1)	4 5 (5)
		総合政策局	5	0	0	5	1 7
		財 政 局	0	0	0	0	5 5 (1)
		市民局	2	0	0	2	8 8 (10)
		保健福祉局	9	9	2	2 0	4 1 3 (10)
		こども未来局	1	0	1	2	6 7 (1)
		環境局	2	2	0	4	1 3 2 (2)

経済農政局	0	0	0	0	1 1 2
都市局	8	3	0	1 1	1 8 9 (2)
建設局	0	0	0	0	1 2 5
区 役 所	0	1 (1)	0	1 (1)	2 5 4 (26)
水道局	0	0	0	0	1 7
会 計 室	0	0	0	0	3
消防易	6	4	0	1 0	1 2 8
教育委員会	0	1	0	1	1 3 8
千葉市選挙管理委員会	0	0	0	0	1 9
中央区選挙管理委員会	0	0	0	0	1 5
花見川区選挙管理委員会	0	0	0	0	1 5
稲毛区選挙管理委員会	0	0	0	0	1 5
若葉区選挙管理委員会	0	0	0	0	1 5
緑区選挙管理委員会	0	0	0	0	1 5
美浜区選挙管理委員会	0	0	0	0	1 5
人 事 委 員 会		0	0	0	1 5
監 査 委 員		0	0	0	1 2
農業委員会		0	0	0	3 2
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	2
病院事業管理者	. 0	0	0	0	2 7
議会	0	2	2	4	2 2
合 計	3 3	2 2	5	6 0	2, 003

【備考】 実施機関「市長」の事務数については、異なる局等にまたがる事業所共通事務が存在するため、内訳の計と必ずしも一致しません。

「令和元年度末現在の事務数」とは、令和元年度末現在で現に行われている個人情報取扱事務の件数をいいます。

(2) 開示請求の件数及びその処理状況

令和元年度における個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、次のとおりです。

(単位:件)

								,	T 124 · 11 /
		開示		処	理		件	数	
実	施機関	請求		開示	部 分	不	開 示 決	定定	
	旭 仮 民	件数		決定	開示	不開示	不存在	小 計	取下げ
					決 定	情 報	等		
市	長	7 5	8 4	2 2	2 1	0	2 1	2 1	2 0
	総務局	2	2	0	0	0	2	2	0
	財 政 局	2	2	1	0	0	0	0	1
	保健福祉局	6	1 0	1	4	0	4	4	1
	市民局	2	2	0	2	0	0	0	0
	こども未来局	6	6	0	2	0	0	0	4
	建設局	1	2	0	1	0	1	1	0
	区 役 所	5 6	6 0	2 0	1 2	0	1 4	1 4	1 4
消	防 長	3	3	1	2	0	0	0	0
教	育委員会	6	8	3	4	0	1	1	0
人	事委員会	1	1	0	1	0	0	0	0
病	院事業管理者	1	1	0	1	0	0	0	0
,	合 計	8 6	9 7	2 6	2 9	0	2 2	2 2	2 0

【備考】① 1件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しません。

② 「不開示情報」とは、開示請求に係る個人情報に個人情報保護条例第15条各号のいずれ

かに該当する情報が記録されていることにより、開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。

- ③ 「不存在等」とは、開示請求に係る個人情報が存在しないこと、開示請求の対象となる個人情報でないこと、又は開示請求に係る個人情報を特定することができないこと等により、 開示しない旨の決定がなされた場合をいいます。
- (3) 訂正請求の件数及びその処理状況

令和元年度において個人情報の訂正請求は、ありませんでした。

(4) 利用停止請求の件数及びその処理状況

令和元年度において個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

(5) 審査請求の件数及びその処理状況

令和元年度における個人情報の開示請求に係る決定についての審査請求の件数及びその処理 状況は、次のとおりです。

ア 審査請求の件数

(ア)継続案件 6件

(イ) 新規案件 1件

イ 審査請求に係る処理状況(令和2年3月31日現在)

(ア)裁決済5件(イ)取下げ1件

(ウ) 実施機関において検討中 1件

(6) 千葉市個人情報保護審査会の運営状況

令和元年度における千葉市個人情報保護審査会の運営状況は、次のとおりです。

ア 会議開催数 1回

イ 諮問の件数

(ア)継続案件 1件

(イ)新規案件 0件

ウ 諮問に係る処理状況 (令和2年3月31日現在)

(ア) 答 申 1件

(イ) 審議中 0件

(7) 簡易な手続による開示の実施状況

令和元年度における簡易な手続による開示の実施状況は、次のとおりです。

実施機関		対象者(人)	利用者(人)	利 用 率 (%)		
		+ +- 7 #	前期学力検査の総合得点及びその教科別得点	532	227	42.7
		市立千葉 高等学校	後期学力検査の総合得点及びその教科別得点	246	142	57.7
教育委員会	市立高等学校 入学者選抜	IN 4 1 IX	調査書	780	348	44.6
	71,121	市立稲毛	前期学力検査の総合得点及びその教科別得点	320	188	58.8
		高等学校	後期学力検査の総合得点及びその教科別得点	156	90	57.7

		調査書	477	240	50.3
		その他	_	1	_
市立稲毛高等学	交附属中学	報告書	626	208	33.2
校入学者選抜		適性検査Ⅰ・Ⅱの得点	626	210	33.5
市立高等特別支持	爱学校入学	調査書	32	14	43.8
者選考		学力検査等の各総合得点及び教科別得点	32	20	62.5
	合	計			44. 1

(8) 指定管理者の個人情報開示申出の件数及びその処理状況

令和元年度における指定管理者に対する個人情報開示申出の件数及びその処理状況は、次のとおりです。

指定管理者	開示		夂	11. 理 件 数	汝	取下げ
(開示申出対象となる公の施設)	申出 件数		開示 決定	部分開 示決定	不開示 決定	取下げ
公益財団法人千葉市保健医療事業団 (千葉市休日救急診療所)	3	3	3	0	0	0
合 計	3	3	3	0	0	0

- (9) 出資等法人の個人情報開示申出等の件数及びその処理状況 令和元年度において出資等法人に対する個人情報開示申出等は、ありませんでした。
- 3 千葉市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

令和元年度における千葉市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況は、次のとおりです。

- (1)会議開催数 2回
- (2) 審議内容
 - ア 千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に基づく諮問 【個人情報の本人収集の原則の例外について】
 - イ 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問 【個人情報の保護に関する重要事項について(特定個人情報保護評価の再実施)】
 - ウ 特定個人情報保護評価部会の委員の選任
 - エ 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告 【国等との通信回線による電子計算機の結合について】
 - オ 平成30年度運用状況の報告ほか